

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>I. 現状</p> <p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>①立地環境・人口等</p> <p>【当町の概況】</p> <p>当町は埼玉県の南西部、武蔵野台地の北東部に位置する、南北約 4.2km、東西約 6.9km、面積 15.33 km²の都市である。周囲を川越市、所沢市、ふじみ野市、富士見市、志木市、新座市と接し、東京都心部まで 30km 圏内の距離にある。</p> <p>当町の地勢は、武蔵野台地の北東部に位置し、西から東に向かって緩やかに下る標高約 25~50m の平地が主となっている。南東部には新河岸川に注ぐ柳瀬川など、台地面を削った浅い谷地がある。</p> <p>町には主要な道路として、西部に関越自動車道が、東部に国道 254 号（川越街道）がそれぞれ南北に縦貫し、南部を国道 463 号が東西に走っている。</p> <p>■三芳町の立地・交通</p> <p>The map shows the outline of Misato town in green. It features several roads: National Route 254 (254号線), National Route 463 (463号線), and National Route 17 (17号線). Key locations marked include '三芳PA スマート IC' (Misato PA Smart IC), '鶴瀬' (Tsuruse), and 'みずほ台' (Mizuhatai). An inset map in the top right corner provides a detailed view of the town's terrain and boundaries.</p> <p>【人口】</p> <p>当町の総人口の推移は、昭和 60 年から平成 2 年のバブル期に 10%以上の急増を経て、その後も増加傾向を維持していたが、平成 22 年からほぼ横ばいの状態が続き、令和 7 年 6 月末日現在（住民基本台帳）では 37,440 人となった。世帯数は、増加を続けて令和 7 年 6 月末日現在（住民基本台帳）では 17,311 世帯で、世帯当たり人員数は減少傾向にある。</p> <p>②想定される災害リスク</p> <p>【地震】</p> <p>（当町で過去に発生した主な地震災害）</p> <p>過去に関東地方に最大の影響を与えたものは、関東大震災である。三芳町は武蔵野台地上に位置し、地震に対する地盤が比較的良いため被害は少なく、三芳町の震度は、震度 4~5 弱であったと推定される。</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、三芳町においても震</p>

度 5 弱が観測され、竹間沢を中心に広範囲での停電が発生（12 日未明に復旧）、28 件以上の瓦の崩落、一部公共施設にひび割れ等が確認された。なお、町内でこの地震による直接の人的被害はなかった。

（当町で今後発生が予測される地震災害の被害想定）

町内で被害が生じる大規模自然災害として、地震では東京湾北部地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震における三芳町内最大震度は 6 弱が想定されている。「東京湾北部地震」「茨城県南部地震」では、今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率が 70% となっている。

大規模な地震が起きた場合の揺れやすさ、建物倒壊危険度、液状化の危険性は次の図の通り想定されている。

（次項：出典：三芳町「地震ハザードマップ」）

地震ハザードマップとは

地図ハザードマップとは、地震災害に関する情報と避難方法などを示す地図です。この地図は、震度分布や震源地、震度予測地図、震度予測地図など、いくつかの地図を組み合わせたものです。地図ハザードマップは、震度分布地図、震度予測地図、震度予測地図など、いくつかの地図を組み合わせたものです。

指定避難所・指定緊急避難場所一覧

名	所	在	地	電話番号
上郷 小学校	上郷	267-4	256-6808	
上郷 中学校	上郷	267-4	256-6772	
北郷 小学校	北郷	340	256-6774	
北郷 中学校	北郷	340	256-6774	
久保 小学校	久保	7233	256-0555	
久保 中学校	久保	9420-2	256-3232	
井川 小学校	井川	4410-2	256-8970	
井川 中学校	井川	4410-2	256-8970	
三河 小学校	三河	3317	256-1889	
三河 中学校	三河	3317	256-1889	
吉良 別小学校	吉良	5550-1	256-3235	

防災開発機関一覧

名	所	在	地	電話番号
三芳 駅前	三芳	100-1	256-0253	
久保 駅前	久保	256-51-5	259-4313	
久保 駅前	久保	178	259-2038	
久保 駅前	久保	359-8	256-4402	
久保 駅前	久保	4-3	256-8823	
久保 駅前	久保	3333	259-0316	
久保 駅前	久保	376-4	256-0112	

あなたが住む地域の最大震度は?
前もって確認しておきましょう!

揺れやすさマップ

地震のメカニズム

地震発生のしくみ

マグニチュードの概要

液状化とは?

液状化可能性マップ

【風雪水害】

(当町で過去に発生した主な風雪水害)

当町において近年発生した風雪水害の被害状況は、大災害に該当するものではなく、比較的小規模な床下浸水、畠浸水及び降雪によるカーポートや農業ハウスの被害が報告されたのみとなっている。

令和元年の台風19号の際も、大雨特別警報が発表され、災害救助法が適用されたが、町内の被害状況は、比較的小規模な床下浸水に留まった。

(当町で今後発生が予測される風雪水害の被害想定)

近年、雨が局地的に短時間で大量に降る「ゲリラ豪雨」が多く発生し、都市化による地下浸透量の減少などにより、雨水を排水しきれない「内水はん濫」が発生しており、日頃の防災・浸水対策が必要である。

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当町でも令和4年10月末現在で延べ6,489名が感染した。新型インフルエンザはこれまで世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスのみならず新たなウイルス等が発生した場合においても感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

事業者数及び小規模事業者数

当会地区内における事業所数は1,538件となっており、業種別の事業所数は下記の表の通り。

製造業は町が昭和35年に工場誘致条例を施行したこと、関越自動車道や川越街道によって物流アクセスが良いことから、周辺地域に比べ多くなっている。また、地域に根差した小規模事業者の商業者も多い。

産業別	事業所数【事業所】	従業者数_男女計【人】
総数	1,538	28,538
A 農業、林業	1	66
B 漁業	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
D 建設業	195	1,431
E 製造業	323	10,114
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	205
G 情報通信業	10	52
H 運輸業、郵便業	148	5,556
I 卸売業、小売業	315	3,858
J 金融業、保険業	9	51
K 不動産業、物品賃貸業	151	640
L 学術研究、専門・技術サービス業	36	400
M 宿泊業、飲食サービス業	73	830
N 生活関連サービス業、娯楽業	67	358
O 教育、学習支援業	29	294
P 医療、福祉	79	3,136
Q 複合サービス事業	4	283
R サービス業（他に分類されないもの）	96	1,264

(出典：令和3年「経済センサス」活動調査)

(3) これまでの取組み

① 三芳町の取組み

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき三芳町地域防災計画を策定。計画は、三芳町の地域に係る災害に関し、三芳町及び防災関係機関がその全機能を有効に發揮し、町民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、令和6年度に改定され、全5編（総則編、震災対策編、風雪水害等対策編、複合災害対策編、事故灾害対策編）及び資料編で構成され、地域の減災を目指している。

- ・三芳町地域防災計画の策定
- ・三芳町国土強靭化地域計画の策定
- ・三芳町防災ガイドマップの作成
- ・三芳町地震ハザードマップの作成
- ・三芳町洪水ハザードマップの作成
- ・防災教育及び訓練の実施
- ・物資及び資機材の備蓄
- ・帰宅困難者安全確保対策の実施
- ・自主防災組織の整備
- ・公共的団体における防災力の強化
- ・防災行政無線
- ・建築物耐震診断、耐震改修助成制度
- ・三芳町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②当会の取組み

【周知対応】

- ・県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・災害対策として三芳町商工会危機管理マニュアル（兼）事業継続計画（BCP）の策定
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催（WEB配信）
- ・事業者個社に対する事業継続力強化計画の策定および国への認定申請支援

【保険等対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・経営セーフティ共済の周知及び加入促進

【災害時対応】

- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告（町・県）

【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金・支援金等の情報提供および申請等支援
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談対応の実施

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

(1) 事業者の取組状況に関すること

- ・小規模事業者においては、自然災害の少ない地域であることも要因に災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ・前述を要因として、大規模災害に対して脆弱性が高い。
- ・防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

(2) 商工会の支援体制に関すること

- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報の活用に留まり、独自の広報・周知活動が十分とはいえない。
- ・職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルは組織内（職員間）で差が生じており十分とはいえない。
- ・職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

(3) 外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ・被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と三芳町の間における緊急時により具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- ・災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が限られているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(4) 感染症対策に関すること

- ・地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

III. 目標

目標は次の4項目とする。三芳町地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、三芳町と三芳町商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標 ※地区内事業者に対して

- ・地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ・地区内事業者に対し、「事業継続計画(BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ・BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ①意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ②自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③従業員が安心して働く環境づくり
- ④顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ①優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ②緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ①災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ②事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と三芳町との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ・感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当会における支援体制面での目標 ※商工会自身

- ・各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画(BCP)・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ・当会策定の「事業継続計画(BCP)」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ・当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、発生後、復旧に向けた時期毎に整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年8月1日～令和12年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に三芳町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・町広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和9年3月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

(3) 行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。

- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。

- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と三芳町の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、6市1町小規模事業経営支援事業（地域連携型）連絡会議での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

（4） フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

（5） 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と三芳町観光産業課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

（1） 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちにLINEワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と三芳町、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

（2） 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ①当会と三芳町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自分がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、三芳町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を三芳町および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されたり、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全を確保 ・地域被災者の人命救助への協力 ・被害状況の把握および報告 ・(特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握および報告 ・地域災害対策への協力 ・(特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

⑤当会と三芳町は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

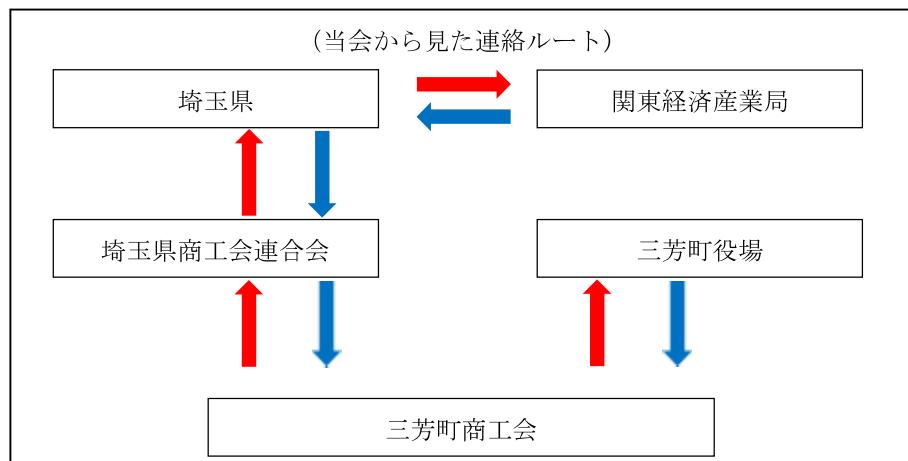
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

- ①当町で取りまとめた「三芳町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、三芳町および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②三芳町からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会と三芳町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と三芳町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と三芳町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

(4) 応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、三芳町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内事業者に対する復興支援

- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

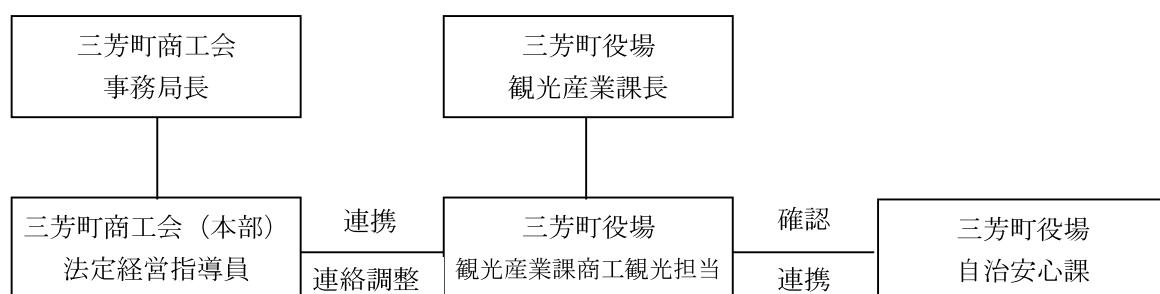
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2025年8月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

※役場の担当課（基本は左側が経済・産業系、右側が防災・総務系となります）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営支援員 山形 亜寿香

経営支援員 石井 奈美

(連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

三芳町商工会

〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町藤久保 7232-2

TEL : 049-274-1110 / FAX : 049-258-2815

E-mail : miyosi@syokoukai.jp

②関係市町村

三芳町役場 観光産業課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

TEL : 049-258-0019 / FAX : 049-274-1013

E-mail : kanko@town.saitama-miyoshi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	50	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50	50
・周知活動費	50	50	50	50	50	50
・BCP対策費	50	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、三芳町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項